

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、以下の点を踏まえ、適切に対応することを基本とする。

- (1) 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) 児童の内面理解を積極的に図り、共感的な人間関係づくりを大切にする。
- (3) いじめの問題の解決のために家庭との連携が極めて重要となる。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導観が問われる問題である。
- (5) 家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組が必要である。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行う。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心を込めて子どもに伝える3点

※教職員用ハンドブック「いじめ問題の解決のために」より

- ・いじめは人として絶対に許されない行為である。
- ・教職員は全力をあげて子どもを守る。
- ・自らの命を決して決して絶ってはならない。

上記を踏まえ、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第13条の規定に基づき、「京都府いじめ防止基本方針(平成26年4月)」「宇治市いじめ防止基本方針(平成31年1月改定)」を踏まえた、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの防止等に係る組織体制

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置き、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口として機能できる組織とする。そのために、保護者・児童生徒から、その存在や役割を認識されるようにする。

- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等を加える他、宇治市学校支援チームの活用を検討する。

校長、教頭、教務主任、児童支援部長、児童育成部長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談担当、養護教諭

- (3) 「いじめ防止対策委員会」は必要に応じて適宜開催する。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
- ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 関係機関、専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全教職員が一致して、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自他を尊重し、豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全ての教育活動を通して継続的に取組を行う。

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進（すべての教員による公開授業を通して）
- ア すべての児童が参加・活躍できる授業改善の実施
 - イ 言語活動の充実
 - ウ 学習規律の徹底
 - エ 教室環境の整備
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
- ア 学級・学年集団づくりの充実（居場所づくり、絆づくり）
 - イ 縦割り活動の充実
 - ウ 児童会活動の充実
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
- ア 道徳教育の推進
 - イ 心の教育・人権教育の推進
 - ウ 体験活動・読書活動の推進
 - エ 規範意識・社会性の育成
 - オ コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
- ア 非行防止教室の実施（外部講師、外部機関との連携）
 - イ いじめに関する指導（各学年毎に年3回）の実施
 - ウ 人権週間の取組充実
- (5) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進
- ア 児童会の本部・委員会の取組の推進
 - イ 人権目標（学級・個人）の設定

(6) 教職員の資質能力（人権意識）の向上を図る取組の推進

ア 校内研修の実施

イ 校外の研修会への積極的な参加

※スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の専門性を活用し、全ての教職員が法の内容を理解し、カウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

4 いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや内面理解を踏まえた信頼関係の構築等に努める。

(1) 情報の集約と共有

ア 各教師はいじめを疑わせるか、「いじめ」に繋がる可能性があると思われる事象について、軽微なものも含めその都度記録する。

イ 記録については「いじめ対策委員会」が中心となって集約し学校全体で情報共有を図る。

ウ 記録の様式については、学校と市教委で共有できるよう工夫する。

エ 個人記録は、年度毎に整理し、次年度に引き継ぐ。

(2) 学期毎に全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

ア 質問紙調査：6月、10月、2月

イ 聞き取り調査：7月、11月、3月(教育相談週間)

(3) 相談体制の整備と周知

ア 校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

イ 教育相談週間を年3回設定し、全ての児童を対象に相談活動を行う。

ウ スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等との連携を図る。

5 いじめ事象に対する対応

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、学校として速やかに情報共有し、組織として「いじめに係る指導マニュアル」にしたがって対応する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導する。これらの対応については、教職員全体が共通理解し指導を進めるとともに、被害・加害児童保護者への支援や助言を行い、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関と連携して進める。

(2) 特にネット上のいじめについては次のような取組を進める

ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

ウ 情報モラル教育を推進する。

(3) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続している。(3ヶ月以上)

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。

- (4) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員全員で、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに宇治市教育委員会に報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえながら、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

- (1) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 指導の経過や調査結果を宇治市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

ア 本校育友会等との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

イ いじめの防止等に関する学校の基本方針等をホームページ等で積極的に情報発信する。

ウ いじめに係る状況及び対策について、学校評議員等に情報提供するとともに、連携・協働による取組を推進する。

(2) 関係機関との連携の推進

ア 警察、児童相談所、宇治市こども福祉課等の関係機関と適切な連携を図る。

- (3) いじめ防止の取組については、年度当初に年間計画を策定し計画的に行う。また、取組の検証を行い、「いじめ防止基本方針」を含めて、PDCAサイクルによる見直しを積極的に進める。